

# 定住特区補助金のご案内

武雄市への移住を応援します！



武雄市では、市外から転入し、住宅を新築または中古住宅・空き家を購入、空き家を賃借(アパート等は対象外)して定住される方に対し、補助金を交付します

## 《対象となる方》

以下のすべての項目に該当する方が対象となります。

### ○市外からの転入者

(ただし、以前武雄市民であって、再度転入される場合は、**3年以上**武雄市外に居住していた方が対象です。)

(転入時、世帯責任者の年齢が**満50歳未満**となります。左記年齢を超えている場合、配偶者が当該年齢に該当する方は対象となります。)

### ○令和8年4月1日以降に契約(建築請負契約・売買契約等)された方

### ○転入の日から**2年以内**に申請される方

補助金申請は住宅を新築または購入等し住民票を新住所に変更してからになります。

転入後一旦アパート等にお住まいになった後に申請される方も対象となります。

## 《対象区域》

橘町、若木町、武内町、東川登町、西川登町、  
☆山内町の一部(犬走区、踊瀬区、永尾区、鳥海区、船の原区  
今山区、宮野区、立野川内区)

### ☆北方町の一部

(焼米区、追分区、掛橋区、久津具区、浦田区、西杵区、  
杉岳区、白仁田区、大渡区、蔵堂区、永池区、椛島区、芦原区)

※この補助金制度は市内で特に人口減少対策が必要とされる地区を  
定住特区と定め、各種加算金を設けています。

※○○区は住所表示の大字△△ではなく、区名ですのでご注意  
ください。



## 《申請期間》

令和8年4月1日～令和9年3月31日 (予算額に達し次第終了となります)

## 事前申込みが必要です！！

希望物件が決まればご相談ください。

事前申込みがない場合、補助金の交付ができないことがありますのでご注意ください。

詳細は裏面をご覧ください

地域の行事やお祭りに積極的に参加し、  
武雄での暮らしを楽しんでくださる方を支援します!



## ● 定住特区補助金 補助金額

| 補助の種類                            | 新築                       | 中古住宅・<br>空き家購入 | 空き家賃借<br>(アパート等は除く) |
|----------------------------------|--------------------------|----------------|---------------------|
| 定住奨励金                            | 20万円 / 世帯<br>(延床面積66㎡以上) | 20万円 / 世帯      | 10万円 / 世帯           |
| 子育て支援加算金<br>(中学生以下の子)            | 10万円 / 人                 | 10万円 / 人       | 10万円 / 人            |
| ハブ都市推進加算金<br>(長崎県からの移住・定住の場合に加算) | 5万円 / 世帯                 | 5万円 / 世帯       | 5万円 / 世帯            |

※補助金を受けた方が、5年以内に生活の本拠地を他の地域に移す、または住宅を譲渡したときは、補助金の全額または一部の返還を求められることがあります。

### 申請のながれ



希望物件が決まれば  
お結び課へ事前申込み  
↓  
建築または購入・賃貸の契約  
↓  
住宅完成・引渡し  
↓  
登記・引越し・住所変更手続き  
↓  
お結び課へ補助金申請

### フラット35の優遇措置

本事業を活用することにより住宅ローン「フラット35」の金利引き下げ(当初5年間▲0.5%または▲0.25%)を受けられる場合があります。  
詳しくは住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

## 武雄市 企画部 お結び課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10  
TEL:0954-27-7231 FAX:0954-23-3816  
E-mail:omusubi@city.takeo.lg.jp



武雄の移住に関することは…  
「武雄 移住」で検索